

## 令和8年度長門市団体旅行商品造成支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長門市を訪れる観光客増加を図るため、旅行商品を造成する国内の旅行者に対し、一般社団法人長門市観光コンベンション協会が予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた旅行者のうち、第1種旅行業又は第2種旅行業の登録を受けている者とする。

### (助成金の交付要件)

第3条 国内発着ツアーであり、次の要件を全て満たすものを対象とする。

- (1) 貸切バスを利用した募集型企画旅行であり、バス1台あたりの乗車人数が15名以上(添乗員、バス運転手、ガイド等の乗務員を除く。)であること。
  - (2) 令和8年6月、7月、9月、12月、令和9年1月、2月に催行される旅行商品であること。ただし、宿泊日が、休前日(祝祭日の前日及び土曜日)、年末年始(12月26日から1月3日)の期間を除く。
  - (3) 長門市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
  - (4) 青海島関連体験プログラム(青海島観光遊覧及び青海島絶景ウォークほか)を1件以上実施すること。ただし、荒天時及び冬期(12月から翌年2月まで)は、市内における屋内観光施設での体験をもって代えることができる。
  - (5) 昼食をとる目的で、宿泊先施設以外の市内商業施設に立ち寄ること。
  - (6) 募集チラシ、WEBページ等の募集広告に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める事項を掲載すること。
    - ① 第4号本文に規定する青海島関連体験プログラムを実施する旅行商品にあつては、長門市青海島の画像及び青海島名勝天然記念物指定100周年ロゴ
    - ② 第4号ただし書きの規定により、市内における屋内観光施設での体験を実施する旅行商品にあつては、本助成金を活用した旅行商品である旨
  - (7) 学校行事として実施する旅行、その他会長が不適当と認めるものでないこと。
- 2 申請者は、本事業の効果を測定するため、ツアー催行後のアンケートやヒアリングに協力すること。

### (助成金の額等)

第4条 貸切バス1台につき、利用実績に応じて以下の金額を助成する。

| 貸切バス1台あたりの乗車人数 | 助成金額    |
|----------------|---------|
| 15人～19人        | 30,000円 |
| 20人～24人        | 40,000円 |
| 25人～29人        | 50,000円 |
| 30人以上          | 60,000円 |

- 2 助成限度額は、1事業所当たり60万円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長は、助成対象者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該助成対象者に係る助成限度額を1事業所当たり120万円とすることができる。

- (1) 助成金交付決定額の合計額が同項に規定する限度額に達し、又は達することが確実であると認めるとき。
- (2) 当該予算限度額の引上げを決定する時点において、予算に残額があること。

#### (助成金交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、事前に一般社団法人長門市観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）に長門市団体旅行商品造成支援事業助成金交付申請書（第1号様式）及び関係書類を提出するものとする。

- 2 助成金の交付申請期間は、令和8年5月1日から令和9年2月末日までとする。ただし、助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、助成金交付申請の受付を終了するものとする。
- 3 前項の規定により受け付けることができなかった申請又は申請の意思表示（FAX 又は電子メール等による申請書類の送信をいう。）については、到達した順に順位を付し、申請を受け付けたツアーが催行されなかった場合、又は助成要件を満たすことができなかった場合、順位の若い方から順に、予算の範囲内で交付決定を行うことができる。

#### (助成金交付の決定)

第6条 前条の申請書の提出があったときは、会長は、その内容を審査し、交付を決定した場合は、長門市団体旅行商品造成支援事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

#### (計画の変更等)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、又は事業を中止する場合は、速やかに長門市団体旅行商品造成支援事業助成金変更（中止）承認申請書（第3号様式）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の変更・中止承認申請書の提出があったときは、審査の上、交付承認額を変更する必要があると認めるときは、令和8年度長門市団体旅行商品造成支援事業助成交付変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第8条 申請者は、助成事業が完了したときは、その完了した日から起算して14日以内に、会長に対し、長門市団体旅行商品造成支援事業助成金実績報告書（第5号様式）及び第2項に掲げる書類を提出しなければならない。

- 2 実績報告に必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集広告の写し
- (2) ツアー行程表
- (3) 宿泊施設の宿泊証明書（証明書の内容が記載された領収書等の写しでも可）
- (4) 貸切バス利用証明書
- (5) 飲食・体験施設の証明書（証明書の内容が記載された領収書等の写しでも可）

#### (助成金額の確定)

第9条 会長は、前条の実績報告書の提出があった場合、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を令和8年度長門市団体旅行商品造成支援事業助成交付額確定通知書（第6号様式）により通知する。

(助成金の支払い)

第10条 助成金は、前条の規定による額の確定後、申請者から提出された請求書に基づき、受理した日から30日以内に助成金を支払うものとする。

2 助成金の支払いは、精算払いとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 会長は、助成金の交付決定後又は確定後において、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 申請書、実績報告書、添付書類等に不正又は著しい不備があるとき。

(2) 正当な理由なく、第8条に規定する期限までに実績報告書を提出しなかったとき。

(3) 天災、天候不順、交通機関の運休その他の理由により、ツアーが実施されなかったとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和8年7月23日から施行する。

2 改正後の第4条第3項の規定は、この要綱の施行の日前に助成金の交付決定を受けた旅行者についても適用する。